

令和元年度(2019年度)熊本県介護サービス情報の公表に関する計画

1 目的

この計画は、介護保険法(以下「法」という。)第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」制度の施行のため、介護保険法施行令第37条の2の3第1項に規定する介護サービス情報の報告等に関する計画を定めるものとする。

なお、調査の実施については、別に定める調査指針により実施する。

2 計画の基準日

平成31年(2019年)4月1日

3 計画の期間

平成31年(2019年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日まで

4 報告の対象となる事業所等

令和元年度(2019年度)対象サービス(別紙1)を提供する事業所のうち、次のいずれかに該当する者

- (1) 計画の基準日前の1年間において、介護報酬(利用者負担を含む。)の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所等(以下「既存対象事業所等」という。)
- (2) 令和元年(2019年)4月以降、新規に指定等を受けた事業所等(以下「新規対象事業所等」という。)
- (3) 上記(1)(2)のいずれにも該当しないが、任意で介護サービス情報を公表することを申し出た事業所等

5 報告の内容

報告期限前のできるだけ直近の情報を報告する。

- (1) 既存対象事業所等が報告する内容は、介護保険法施行規則(以下「省令」という。)第140条の45に規定する別表第1(以下「基本情報」という。)及び別表第2(以下「運営情報」という。)を必須とする。
- (2) 新規対象事業所等が報告する内容は、基本情報を必須とする。

6 報告の方法

各対象事業所は、原則として、インターネットにより、介護サービス情報公表報告システムにログインし、当該システムに入力する方法で報告する。

なお、システムログインに必要なパスワードは、新たに報告の対象となった場合に事業所ごとに付与する。

※ 既存対象事業所等については、付与済みのパスワードを使用すること。

7 事業所ごとの報告及び公表時期

報告及び公表時期に関する計画については、別紙2のとおりとする。

8 事業所の調査

事業所等からの報告に関して必要があると認めるときは、法第115条の35第3項に定める調査を、別に定める指針に基づき実施する。

なお、法第115条の35第3項に関わらず、自ら調査を希望する事業者は、令和元年(2019年)10月31日(木)までに、介護サービス情報調査申出書を提出することとする。

この場合、調査手数料(18,000円)については、調査の実施が通知された後、調査期日までに、熊本県収入証紙で納入するものとする。

※ 年1回の調査の義務付けは、平成24年度に廃止。

9 その他

(1) 介護サービス提供の廃止・休止の取扱い

既存対象事業所が報告期限前に廃止又は休止した場合には、報告義務がないものとする。

(2) 介護サービス情報の更新の取扱い

基本情報の内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。

(3) 是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

知事から、法第115条の35第4項の規定に基づく報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた事業者に係る介護サービス情報については、調査等必要な確認を行った上で公表する。

(4) 本計画に定めるもののほか、介護サービス情報の公表に関する詳細な取扱いについては、熊本県庁ホームページに掲載する。

10 報告先

熊本県健康福祉部 長寿社会局 高齢者支援課 居宅介護班

住 所 : 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

電 話 : 096-333-2219

F A X : 096-384-5052